



事業承継を円滑にする 税制措置

制度調査部
鳥毛 拓馬

取引相場のない株式に関する改正

【要約】

本稿では、事業承継を円滑にするための税制措置として、「取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化」及び「相続時精算課税制度の拡充」の2つを取り上げる。

国税庁は、2007年3月16日、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会」を公表し、中小企業庁から照会のあった、「配当優先の無議決権株式」、「社債類似株式」、「拒否権付株式」についての評価方法を明確にした。中小企業の事業承継等においてその活用が期待される。

一方、2007年度税制改正では、中小企業の早期かつ計画的な事業承継を促進するため、後継者が特定同族株式等の贈与を受けた場合、その特定同族株式等については、従来の相続時精算課税制度における2500万円の特別控除額のほかに、500万円の特別控除額を上乗せできることになった。

1. 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化

会社法の制定により、種類株式の発行が可能になり、中小企業の事業承継でも活用が期待されている。

しかし、相続税法上の評価方法が不明確で活用が進まないとの指摘があった。

今般、中小企業庁の照会に応じて、国税庁が、2007年3月16日、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会」を公表し、会社法の制定により発行が容易になった、(1)配当優先の無議決権株式、(2)社債類似株式、(3)拒否権付株式について、中小企業の事業承継に活用できるように評価方法を明確にした。今回の評価方法は、2007年1月1日以降の相続等で同族株主が株式を取得した場合の評価上の取扱いということになる。

明確化された評価方法

配当優先の 無議決権株式	原則として普通株式と同様の評価 ただし、相続税評価額が不変という前提で、普通株式評価額から5%評価減することも認められる。この場合、その減額分を議決権株式に加算して評価しなければならない
社債類似株式	以下の条件を満たす場合には、社債に準じた評価(発行価額と配当に基づく評価) 優先配当、無議決権、一定期間後に発行会社が発行価額で取得、残余財産分配は発行価額を上限、普通株式への転換権なし
拒否権付株式	普通株式と同様に評価

(1) 配当優先の無議決権株式の評価の取扱い

配当優先の無議決権株式については、議決権を考慮せずに、普通株式と同様に純資産価額方式等での評価が原則となる。

もっとも、同族株主が相続または遺贈により取得した無議決権株式は相続税の申告の場合に限り、相続時の納税者の選択によって、普通株式の評価額から 5% の評価減を行い、その減額分を議決権株式に加算して評価する方法の採用が可能となった。

無議決権株式等の評価方法が明らかにされたことで、事業承継者である相続人が議決権のある株式を相続し、他の相続人は無議決権株式等を相続することによって会社の経営を安定させることが期待できる。

(2) 社債類似株式

社債類似株式とは、一定期間後に償還され、株主総会での議決権が無く、かつ配当優先の株式をいう。

従来は、社債類似株式の評価方法についての定めがなかった。

しかし、2007 年 1 月 1 日以後、相続税財産評価において、社債類似株式は株式であるにもかかわらず、社債に準じて評価することになった。

具体的には、次の条件を満たす社債類似株式については、その経済的実質が普通株式よりも社債に類似していると認められることから、社債に準じて発行価額により評価する。

ただし、株式であることから既経過利息に相当する配当金額の加算は行なわない。

社債類似株式の条件

配当金について優先的に分配する。

また、ある事業年度の配当金が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積することとするが、優先配当金を超えて配当は行わない。

残余財産の分配については、発行価額を超えて分配は行わない。

一定期日において、発行会社は本件株式の全部を発行価額で償還する。

議決権を有しない。

他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

(出所) 国税庁資料

(3) 拒否権付株式の評価の取扱い

拒否権付株式は、拒否権を考慮せず普通株式と同様に評価される。

2 . 相続時精算課税制度の拡充

(1)相続時精算課税制度とは？

相続時精算課税制度とは、多額の生前贈与を容易にし、次世代に財産の移転を促進するため、2003年度税制改正で導入された制度である。

この制度は、生前贈与時に贈与財産に対して一定の税率で贈与税を課し、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合わせた価額を基に計算した相続税額から、贈与税額を控除することにより、贈与税と相続税の一体化を目指した課税方法である。

この制度の適用対象者は、贈与者については65歳以上の親、受贈者については20歳以上の推定相続人たる子(代襲相続人を含む)である。

受贈者である子が贈与者である親ごとに、利用するかどうかを選択することができる。

対象となる財産の種類・金額・贈与回数に制限はない。

相続時精算課税の適用を受けるためには、最初の贈与を受けた翌年2月1日から3月15日までに税務署長に届出書を提出しなければならない。

届出書が提出されると、相続時までこの制度の適用が継続される。

(2)特定同族株式等の贈与を受けた場合の特例

2007年度税制改正では、中小企業経営者が、後継者に円滑な事業承継を行うことができるようにするため、「特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例」が創設された。

具体的には、60歳以上65歳未満の親から特定同族株式等(株式や合名会社または合資会社の出資で、議決権が無く、上場株式や店頭売買有価証券ではないもの)の贈与を受けた場合、その特定同族株式等については、従来の相続時精算課税制度における2500万円の特別控除額のほかに、500万円の特別控除額を上乗せできることになった。

ただし、この特例は、推定相続人の一人が、2007年1月1日から2008年12月31日までの間に、特定同族株式等の贈与を受ける場合に限る時限措置となっている。

特例を受けるためには、以下の要件を満たすことが必要である。

特例措置を受けるための要件

- (1)当該会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が **20 億円未満**であること。
- (2)次のすべての要件をこの特例の選択に係る贈与税の申告期限から **4 年**を経過する時において満たしていること。
- 当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の **50%超**を所有し、かつ、議決権の **50%超**を有していること。
- 当該受贈者が当該会社の**代表者**として当該会社の経営に従事していること。
- (3)その他所要の要件を満たすこと。

従来の相続時精算課税制度は、年齢制限があるために、中小企業経営者が予め計画を立てた上で事業承継を行うことを促進する制度としては不十分であった。

しかし、特例では、「65 歳以上」という親の年齢制限を緩和しており、60 歳代前半でリタイアする中小企業経営者が、事業を子(経営に従事する代表者となっている場合に限る)に計画的に継承し易い内容となっている。

後継者にとって最も都合のよい時機に行われる事業承継が、今後増えることも予想される。

なお、財産の贈与対象となる子の年齢については、従来からの要件である「20 歳以上」に据え置かれている。